

第 5 次羽生市総合振興計画

ひと輝くまちづくりプラン

基本構想：平成 20 年度 ▶ 平成 29 年度

後期基本計画：平成 25 年度 ▶ 平成 29 年度

概要版

平成 25 年 3 月

「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」

の実現に向けて



羽生市は、恵み豊かな自然と歴史や伝統を生かしながら、「住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを市民の皆さまとともに進めてまいりました。

そして、この度、新たな第5次羽生市総合振興計画がスタートします。

総合振興計画は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため策定するもので、市の最上位に位置づけられる計画です。

本市におきましては、昭和46年度に第1次総合振興計画を策定して以来、これまで5次にわたり、総合振興計画を策定し、計画的な行政運営を行ってまいりました。

しかし、人口減少や高齢化の進行、価値観の多様化、さらには、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による安全で安心なまちづくりへの関心の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は著しく変化しております。

このような時代背景の中、前期基本計画を検証するとともに、将来を見据えた課題に対応した施策を展開するため、新たに第5次総合振興計画後期基本計画を策定いたしました。

今後は、この計画に沿い、着実に政策を実施していくことにより、本市の将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」の実現に向け、市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、市議会、総合振興計画審議会、行政改革推進委員会、羽生市の将来を語る会の皆さまなど、多くの方々のご指導、ご協力に心から厚くお礼申し上げますとともに、今後も、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月

羽生市長 河田 晃 明

目 次

総合振興計画とは	1
基本構想の概要	2
基本計画の概要	6

総合振興計画とは

総合振興計画は、羽生市のまちづくりを行っていく最高理念となるもので、将来に対する長期的展望の下に目指す都市像を明確にし、それを実現するための施策の方向を示したものです。

また、総合振興計画は次の項目から構成されています。

基本構想

将来都市像や施策の大綱を示すものです。

計画期間 平成 20 年度（2008 年度）～平成 29 年度（2017 年度）

【平成 25 年度（2013 年度）一部改定】

基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。基本構想の計画期間を前期 5 年間と後期 5 年間とし策定します。

計画期間 前期 平成 20 年度（2008 年度）～平成 24 年度（2012 年度）

後期 平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度）

実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な取り組みを示したものです。

計画期間は 3 年間で、毎年度実施内容を見直すローリング方式とします。

		平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	
基本構想		→										
基本計画	前期	→										
	後期						→					
実施計画		→					→					
		→					→					
			→					→				
				→				→				

基本構想の概要

1 まちづくりの姿勢と基本理念

まちづくりの姿勢

市民が主役のまちづくり

まちづくりの基本理念

市民参加、市民参画、市民協働

住みたい、住み続けたいまち

2 将来都市像

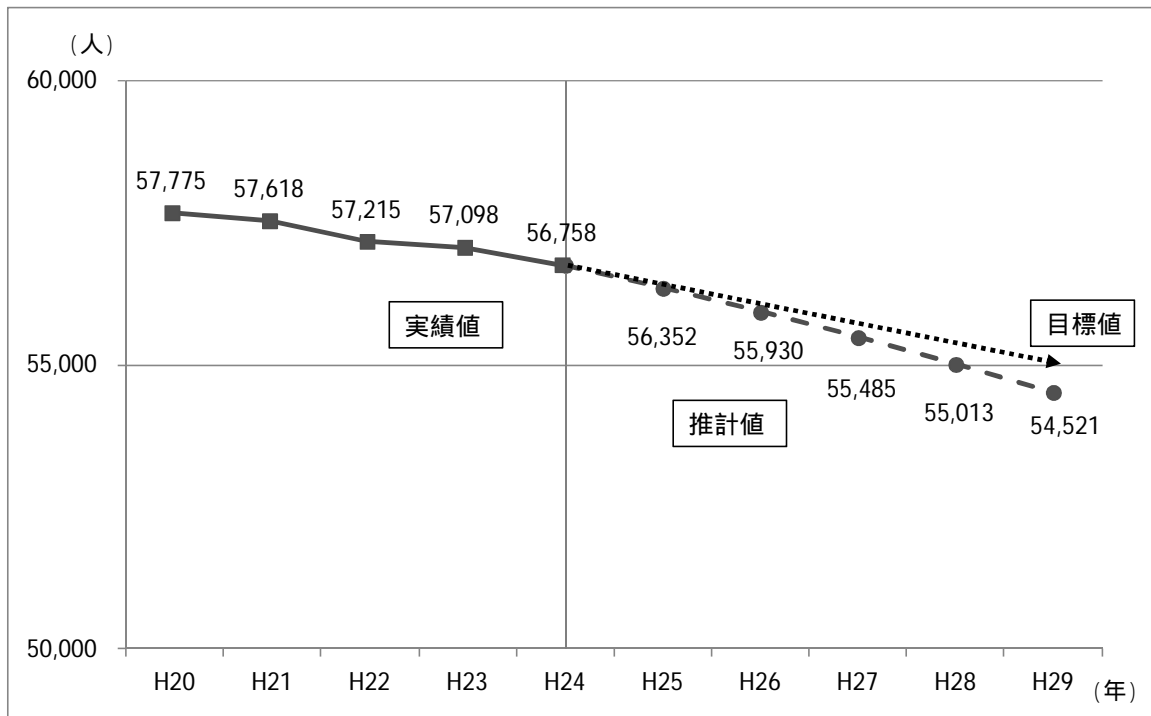
将来都市像

活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生

将来人口

本市の人口は減少傾向にあるものの、既存市街地への賑わいづくり、子育て支援、企業誘致、誇れるまちづくりなど積極的な人口誘導策の推進により、長期的には60,000人を目指し、本計画の目標年度である平成29年度(2017年度)の将来人口を55,000人とします。

将来人口

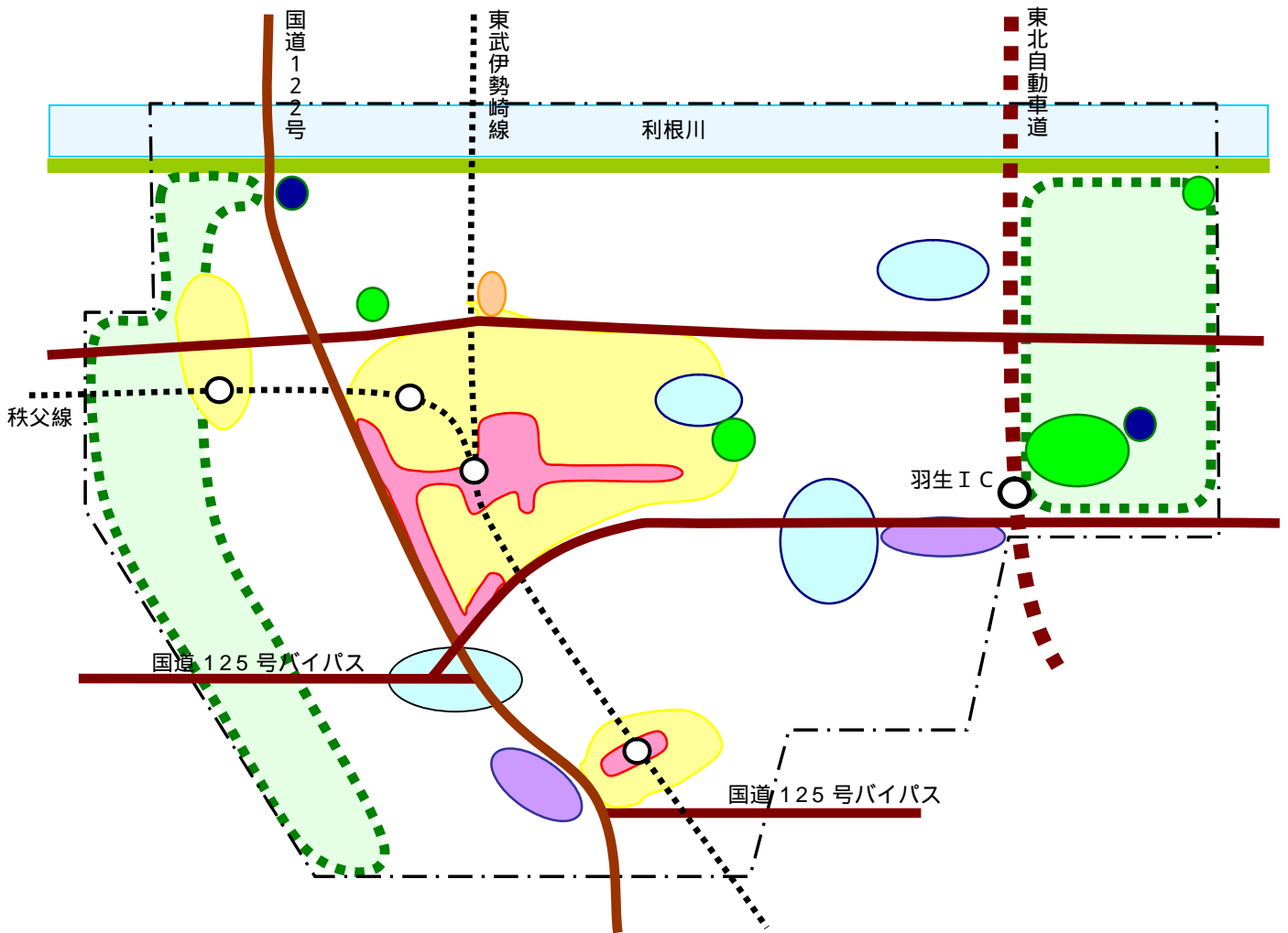












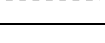
人口は、住民基本台帳(外国人住民を含む)の数。(各年1月1日時点)

土地利用構想

土地利用にあたっては、自然環境を保全しながら、市民の利便性・安全性・快適性の向上を図り、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、農業・商業・工業の調和、市街化区域と市街化調整区域のバランスを考慮して、総合的かつ計画的に行うことを基本とします。

土地利用構想図

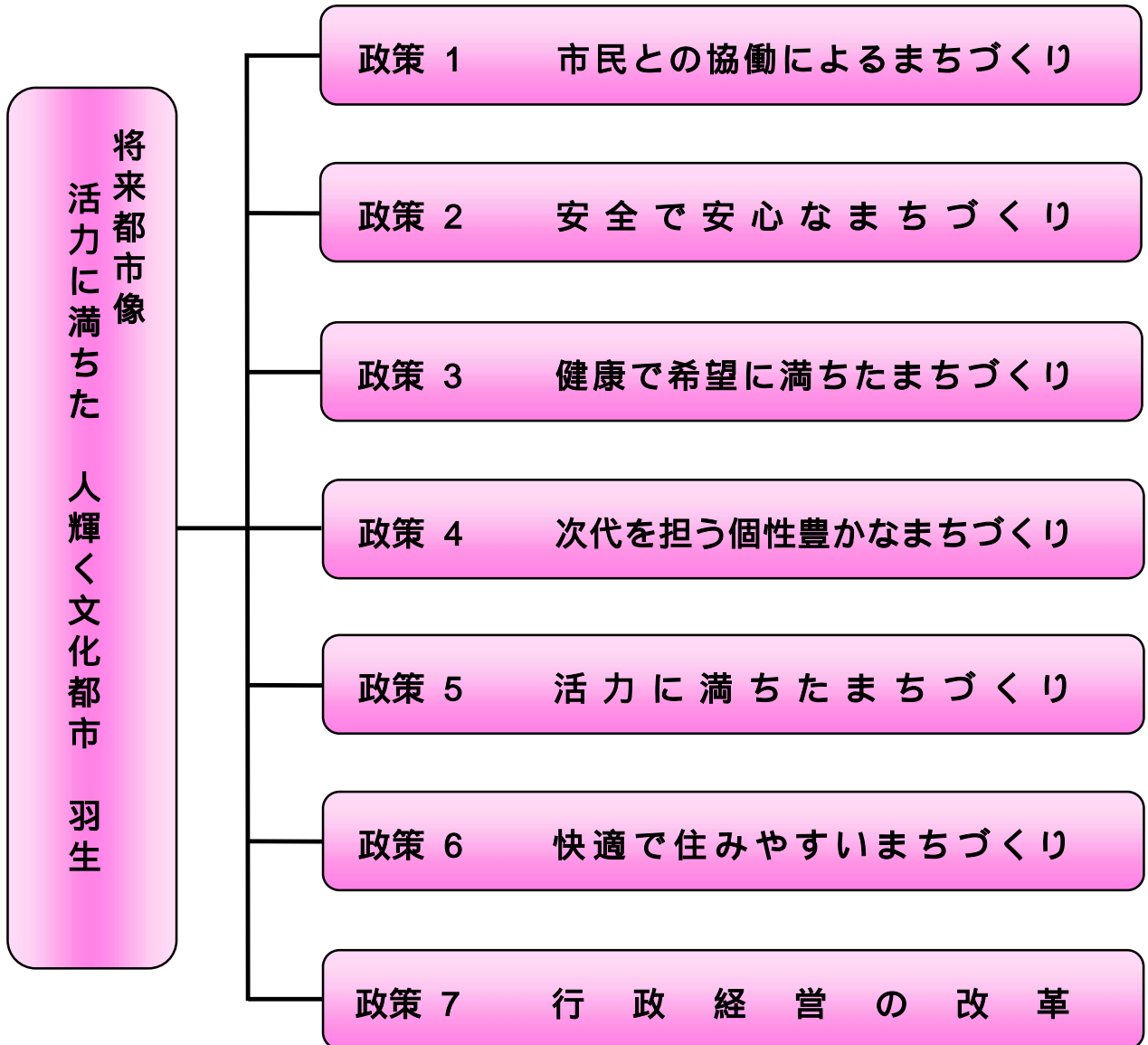


凡		例	
	住居系ゾーン		公園系ゾーン
	商業系ゾーン		農村都市交流ゾーン
	工業系ゾーン		農村都市交流拠点
	業務系ゾーン		道路
	産業系ゾーン		東北自動車道
	農業系ゾーン		鉄道

3 施策の大綱

施策の基本的考え方を示す施策の大綱の柱立てを以下のとおりとします。

なお、政策7の「行政経営の改革」は、施策全体を推進するための役割を担うものです。



基本計画の概要

基本計画では、施策の柱立てごとに、将来都市像の実現に向けた具体的な内容を次のとおり示しています。

政策1 市民との協働によるまちづくり

まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関われるように、協働を推進するとともに、地域におけるさまざまなまちづくりを担うコミュニティを振興し、地域力の向上を図ります。

また、人権尊重のまちづくりを進めるとともに、男女共同参画社会を確立します。さらに、外国人にも住みやすいまちづくりなど国際化を推進します。

施策1 市民協働の推進

主な取り組み (1)まちづくり自治基本条例の運用 (2)協働のまちづくりの推進
(3)コミュニティ施設の充実 (4)市民参画システムの確立
(5)NPO法人・ボランティア団体等への支援

施策2 人権施策の推進

主な取り組み (1)計画的な研修会等の実施 (2)人権相談体制の整備
(3)民間団体との連携の強化

施策3 男女共同参画の推進

主な取り組み (1)男女共同参画意識の啓発 (2)相談体制の充実

施策4 都市交流・国際交流の推進

主な取り組み (1)市民主導型の国際交流の推進 (2)多文化の共有 (3)英語力の向上
(4)姉妹都市・友好都市との交流

政策2 安全で安心なまちづくり

安全で安心して暮らせるよう、危機管理体制を充実するとともに、消防力や救急体制の強化を図り、洪水や地震等の災害対策を推進します。

また、防犯対策を強化するとともに、交通安全対策を推進します。これらについては、市民による地域活動が重要であることから、関係団体の活性化を図ります。

さらに、消費者被害の防止に努めます。

施策1 危機管理の充実

主な取り組み (1)市民への情報の提供 (2)市の危機管理体制の明確化
(3)関係機関との連携の強化

施策2 防災対策の推進

主な取り組み (1)地域防災計画の見直し (2)地域防災力の強化
(3)公共施設の耐震化の促進 (4)防災情報発信の充実
(5)治水対策の推進

施策3 消防・救急の充実

主な取り組み (1)火災予防に関する意識啓発の推進 (2)消防体制の充実
(3)救急体制の充実 (4)地域の消防力の向上
(5)救急車の適正利用へ向けた啓発の推進

施策4 防犯対策の推進

主な取り組み (1)犯罪情報の提供 (2)防犯施設の整備
(3)犯罪抑制のための啓発運動 (4)防犯関係団体との連携

施策5 交通安全対策の推進

主な取り組み (1)学校教育における交通安全意識の徹底
(2)交通弱者への交通安全意識の啓発 (3)交通安全環境の整備

施策6 消費者行政の推進

主な取り組み (1)消費者意識の啓発の徹底 (2)消費生活相談に関する体制の充実

政策3 健康で希望に満ちたまちづくり

地域福祉を推進するとともに、生涯にわたって健康に暮らせるよう健康づくりを推進します。

また、地域医療体制の充実と市内医療機関との連携を強化するとともに、子どもや障がい者、高齢者への支援を充実します。

さらに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度、生活保護制度など社会保障を適正に実施します。

施策1 地域福祉の推進

主な取り組み (1)意識啓発と担い手づくり (2)助け合い・支え合いの仕組みづくり
(3)安全・安心に暮らせる環境づくり
(4)保健福祉サービスを適切に受けられる体制づくり

施策2 健康づくりの推進

主な取り組み (1)健康づくり運動の推進 (2)感染症予防の推進
(3)各種検診事業の実施
(4)生活習慣の改善と正しい食生活の普及促進
(5)保健サービスの実施

施策3 地域医療の充実

主な取り組み (1)かかりつけ医の普及啓発 (2)当番医制度の継続実施
(3)羽生総合病院の存続支援

施策4 子育て支援の推進

主な取り組み (1)保育サービスの向上 (2)要保護児童支援体制の充実
(3)地域子育て支援体制の充実 (4)子育て家庭への経済的支援

施策5 障がい者支援の推進

主な取り組み (1)障がい者への理解の促進
(2)総合的な相談体制の充実と福祉サービスの推進
(3)就労に向けた支援の強化 (4)社会参加の促進

施策6 高齢者支援の推進

主な取り組み (1)地域生活を支えるサービス及び基盤等の整備
(2)高齢者の権利擁護の推進 (3)高齢者の生きがいづくりの支援
(4)生活機能や健康の維持

施策7 社会保障の充実

主な取り組み (1)国民健康保険、後期高齢者医療や介護保険の適正運用
(2)国民年金制度の周知・相談 (3)生活困窮者の適正な支援

政策4 次代を担う個性豊かなまちづくり

将来を担う人材を育成するため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、心豊かにたくましく生きる力などを育成する学校教育の推進、高等教育等を受ける機会の確保や連携強化を行います。

また、生涯にわたる学習意欲に応えるために、多様な学習機会の提供、芸術・伝統文化及びスポーツの振興を図ります。

施策1 幼児・家庭教育の充実

主な取り組み (1)子育て世代対象講座の拡充 (2)親子で触れ合う時間の創出

施策2 義務教育の充実

主な取り組み (1)学校教育の充実による「生きる力」の育成 (2)教員の資質能力向上
(3)施設・設備の計画的な改修 (4)学校教育における食育の推進
(5)学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり

施策3 高等教育機関等との連携

主な取り組み (1)学びの場の提供 (2)専門的教育の連携・促進

施策4 生涯学習の推進

主な取り組み (1)サークル・リーダーの育成 (2)活動拠点施設の整備
(3)学習成果を生かす場の提供 (4)図書館の充実

施策5 文化の継承・振興

主な取り組み (1)文化財調査の充実 (2)適切な文化財の保存 (3)文化活動への支援
(4)文化施設の充実 (5)ムジナモの育成

施策6 生涯スポーツの振興

主な取り組み (1)スポーツに親しめる環境づくり
(2)スポーツ・レクリエーション機会の提供
(3)スポーツ・レクリエーション団体の育成
(4)優秀なスポーツ選手の育成

政策5 活力に満ちたまちづくり

地域活力を維持、向上させるため、産業を振興します。また、中小企業等の家族従業員の地位向上を支援します。

農業については、水田農業の振興を図ります。また、農村と都市との交流や地産地消を進めるほか、ブランド化による市場競争力を強化します。

商工業については、既存の中小企業の振興を図るとともに、新たな企業誘致を促進します。

また、市の特徴や個性を生かした観光を振興するとともに、就労の促進、勤労者の福祉の向上を図ります。

施策1 農業の振興

- 主な取り組み (1)農業を支える多様な担い手の育成・確保
(2)優良農地の確保と農地の有効活用 (3)地産地消・食育の推進
(4)魅力ある農村づくり (5)都市と農村の交流

施策2 商業の振興

- 主な取り組み (1)商店街の賑わいづくり (2)地域ブランドの推進
(3)新規産業及び起業者への支援

施策3 工業の振興

- 主な取り組み (1)中小企業の支援 (2)地場産業の振興 (3)起業者支援
(4)企業誘致の推進

施策4 観光の振興

- 主な取り組み (1)観光資源の拡充と新たな観光資源開発促進
(2)観光拠点施設の整備充実 (3)観光活動推進団体の活動促進
(4)観光PRの推進

施策5 勤労者支援・雇用の促進

- 主な取り組み (1)就業支援の充実 (2)雇用の促進 (3)安心して働ける環境の整備

政策6 快適で住みやすいまちづくり

中心市街地や住宅地、工業用地など既に投資が行われている市街化区域を有効活用するとともに、少子高齢化や人口減少時代の到来を踏まえて、だれもが生涯にわたり住み続けられるコンパクトシティの実現を目指した市街地の整備を推進します。

また、道路や上下水道、公園・緑地など、都市基盤を整備します。新たな市街地については、周辺環境に配慮した計画的な整備を進めます。

さらに、公共交通の利便性の向上、景観の形成、ごみやし尿の適正処理、公害の防止、環境保全を推進します。

施策1 市街地の整備

- 主な取り組み (1)都市計画マスタープランの運用と検証
(2)住環境の改善と魅力的な住宅地の整備
(3)中心市街地の活性化と幹線道路沿道の有効利用
(4)新たな工業系・産業系市街地の形成と企業誘致の促進

施策2 道路の整備

- 主な取り組み (1)幹線道路の整備 (2)生活道路の整備
(3)市民と行政の協働による道路維持管理 (4)橋梁の適切な維持管理

施策3 上水道の整備

- 主な取り組み (1)安全で安定的な水の供給 (2)健全な経営基盤の確保
(3)老朽管の継続的な更新 (4)老朽施設の適正な維持・管理

施策4 下水道の整備

- 主な取り組み (1)計画的な整備区域の拡大 (2)長寿命化計画の策定及び改築更新
(3)効率的な維持管理及び安定した財源の確保 (4)水洗化率の向上

施策5 公園・緑地の整備

- 主な取り組み (1)公園・緑地の継続的な維持管理 (2)緑地の保全と活用の推進
(3)協働による公園の管理体制の推進 (4)親水空間の創出

施策6 公共交通の利便性の向上

- 主な取り組み (1)鉄道輸送力の増強 (2)市内移動の利便性向上
(3)市内移動手段の充実

施策7 ごみ処理の適正化

- 主な取り組み (1)ごみ減量化と排出抑制の推進 (2)再利用・再資源化の推進
(3)市民意識の高揚 (4)広域処理体制の推進

施策8 環境保全の推進

- 主な取り組み (1)公害の防止 (2)温室効果ガス排出量の削減
(3)市民の環境意識の高揚 (4)水質の保全

政策7 行政経営の改革

情報通信技術（ICT）を活用するなど広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

また、情報化の推進、情報公開の推進と個人情報保護の徹底を図ります。

さらなる行政改革や地方分権社会への対応のため、職員能力の向上や行財政基盤を強化するとともに、周辺自治体をはじめとした広域連携を推進します。

施策1 広報・広聴の充実

主な取り組み (1)広報の充実 (2)市民意見の把握 (3)情報通信技術(ICT)の活用

施策2 情報化の推進

主な取り組み (1)ICTの活用による情報共有 (2)行政サービスの向上
(3)電子自治体の推進 (4)情報セキュリティの徹底

施策3 情報の公開と適正な運用

主な取り組み (1)情報資産の適切な管理 (2)適切なサービスの提供
(3)情報公開制度・個人情報保護制度の啓発

施策4 行政改革の推進

主な取り組み (1)計画的な改善の実施 (2)政策形成能力の向上 (3)広域行政の推進

施策5 人事管理

主な取り組み (1)定数の適正管理 (2)職員研修の実施 (3)職員の健康保持
(4)目標管理型人事評価の実施 (5)地域活動等への参加

施策6 健全な財政運営

主な取り組み (1)効率的な財政運営 (2)安定した財源の確保

第 5 次 羽 生 市 総 合 振 興 計 画 概 要 版

発 行 年 月 : 平 成 2 5 年 3 月

発 行 : 羽 生 市

編 集 : 羽 生 市 企 画 財 務 部 企 画 課

〒 3 4 8 - 8 6 0 1

埼 玉 県 羽 生 市 東 6 丁 目 1 5 番 地

電 話 0 4 8 - 5 6 1 - 1 1 2 1 (代 表)

U R L <http://www.city.hanyu.lg.jp/>

詳しくは、羽生市のホームページ「第5次羽生市総合振興計画」のページをご覧ください。



羽 生 市

